

紀宝町商業活性化委員会 紀宝町創業支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、紀宝町内で一般飲食業、小売業、サービス業など地域に根差した起業をする方に対して支援を行い、紀宝町内で創業又は第二創業を促進するための必要な経費に対し、創業支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 個人又は法人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出書を提出し、又は新たな法人を設立し、紀宝町内で新たに開業し事業を行うことをいう。
- (2) 第二創業 すでに事業を行っている個人又は法人が、紀宝町内において新たに日本標準分類の中分類以上が異なる業態転換、又は新事業進出を行うことをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 紀宝町内で一般飲食業、小売業、サービス業などの新たな店舗又は移動販売の創業又は第二創業をする者であること。
- (2) 第5条に規定する実施期間内に創業又は第二創業に係る事業を開始していること。
- (3) 市町村民税等の滞納がない者であること。
- (4) 紀宝町商工会の会員、又は会員になる予定の者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 個人にあつては、第5条に規定する実施期間の末日において、開業届の提出が行われていること。

イ 法人にあつては、第5条に規定する実施期間の末日において、紀宝町内を所在地とした本店又は支店の開設届の提出が行われていること。

- (6) 移動販売の許可に特定の住所が記載されていない事業者の場合には、個人事業主においては当該事業主の居住地、法人においては登記記載の住所が紀宝町内であること。

2 前項に規定にかかわらず、次に掲げる者は助成金の交付の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (2) その他委員長が適切でないと判断する者。

(助成対象事業等)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象者

が行う創業又は第二創業に係る事業で紀宝町内の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれる事業とする。ただし、次の各号に掲げる事業は対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業
 - (2) 法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有する事業
 - (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
 - (4) ソーラーパネル（太陽光発電システム）を設置して行う売電事業
 - (5) その他委員長が適当でないと判断する事業
- 2 同一事業による同一事業者に対しての助成金の交付は1回限りとする。

（助成対象事業の期間）

第5条 助成対象事業の実施期間は、第9条の助成金の交付を決定した日が属する年度の4月1日から翌年の2月末日までとする。

（助成対象経費）

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は前条に規定する実施期間において要した創業又は第二創業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 店舗等新設、改修費、又は開設に係る経費
- (2) 移動販売車両の購入、改修に係る費用
- (3) 広告宣伝費
- (4) 創業を目的とした融資に際し、融資を受けた者が三重県信用保証協会に支払った保証料（ただし助成金の限度額を15万円とする。）
- (5) その他委員長が必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、6親等内の血族及び3親等内の姻族への支払い、または自身が代表である法人から代表への支払いは助成対象経費に含まれないものとする。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、前条に掲げる助成対象経費の合計額の2分の1以内とし、限度額は300,000円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生ずる時は、これを切り捨てる。

（助成金の申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、創業支援助成金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 市町村民税を滞納していないことを証する書類

- (3) 身分証明書の写し（運転免許証等）
- (4) その他委員長が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第9条 委員長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容について、事業の実現可能性、収益性、継続性及び独創性等を主な基準として審査し、予算の範囲内で助成金の交付を決定するものとする。

- 2 委員長は、前項の基準において、申請者が紀宝町の住民票を有している個人又は紀宝町内に本店又は主たる事業所の所在地とした法人登記を有している法人である場合は、これを優先することができるものとする。
- 3 委員長は、前項の助成金の交付の決定をしたときは、創業支援助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により、交付が適当でないと認めるときは、創業支援助成金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 4 委員長は、第1項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

（助成事業の変更等）

第10条 前条の助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、その申請事項を変更しようとするときは、創業支援助成金助成事業（変更・中止・廃止）届出書（別記様式第4号）を委員長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成対象事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は助成金交付決定を受けた日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、創業支援助成金実績報告書（別記様式第5号）に、委員長が認める書類を添えて委員長に提出しなければならない。

（助成金の額及び通知）

第12条 委員長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る助成対象事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、創業支援助成金の額の確定通知書（別記様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第13条 助成事業者は、前条の助成金の額の確定通知書を受けたときは、速やかに創業支援助成金請求書（別記様式第7号）を委員長に提出するものとする。

（財産の処分及び管理）

第14条 助成事業者は、助成対象事業完了後3年を経過する日前に、助成対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ創業支援助成金

財産処分承認申請書（別記様式第8号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が100,000円未満のものは、この限りではない。

- 2 前項の処分にあたり、助成事業者に入収入があったときは、委員長は当該助成事業者に対し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 助成事業者は、助成対象事業が完了した後も当該事業により取得し、又は効用が増加した財産の効果的な運用を図らなければならない。

（中止・移転の届出）

第15条 助成金の交付を受けた助成事業者は、助成対象事業完了後3年を経過する日前に助成を受けた事業を中止又は店舗等を町外へ移転する場合は、あらかじめ創業支援助成金助成事業（中止・移転）届出書（別記様式第9号）を委員長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第16条 助成金の交付を受けた助成事業者が、次の各号いずれかに該当する場合は、助成金は、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。

- （1）助成対象事業完了後3年を経過する日前に助成対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分した場合。
- （2）助成対象事業完了後3年を経過する日前に助成を受けた事業を中止又は店舗等を町外へ移転する場合。
- （3）助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件（この要綱で定める条件等を含む。）に違反した場合

2 前項の規定にかかわらず、委員長が特に認めるときは、助成金の返還を要さない。

（重複交付の禁止）

第17条 助成事業者が助成対象経費について、国、県及び町等の他の助成金等の交付を受けた場合は、この要綱に基づく当該年度の助成金は交付しないものとする。

2 助成事業者が助成対象事業について、紀宝町空き店舗再生事業費補助金の交付を受ける見込み又は受けた場合には、この要綱に基づく当該年度の助成金は交付しないものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。